

## USTR が 2012 年外国貿易障壁報告書 (NTE レポート) を公表

2012 年 4 月 3 日  
JETRO NY 諸岡

米国通商代表部 (USTR) は 4 月 2 日、2012 年外国貿易障壁報告書 (National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers: NTE レポート) を議会に提出した<sup>1</sup>。

同報告書は、1974 年米国通商法 181 条に従い、USTR が大統領及び議会に対して外国の貿易制限的な政策・慣行等 (貿易障壁) に関する報告を行うものであり、毎年公表される。同報告書には、米国のモノ、サービスの輸出、米国民による直接投資及び知的財産の保護に影響を与える「外国の貿易障壁」が取り上げられる。このうち、知的財産保護に関しては、同報告書の内容が、通商法スペシャル 301 条報告の基礎となる。USTR は、同報告書の提出から 30 日以内に、「スペシャル 301 条報告書」を作成し、知的財産保護の不十分な国に対し「優先国」を特定し、調査及び協議を開始、協議が不調の場合は対抗措置 (制裁) への手続を進めることとなる。

同報告書における「日本部分」は 209 頁～224 頁の 16 頁。うち、知的財産部分は 216 頁～217 頁であり、概要は以下のとおり。

- 日本は知的財産権を強く保護しているが、米国は引き続き、日本との協議・協力を通じて、知財保護の改善を求めていく。
- 日本が昨年 10 月に ACTA に署名したことはポジティブなステップである。他方、デジタルによる複製抑止に関する手当の採用等により、模倣品・海賊版の割合を減らすよう、日本政府に求めることを継続し、そして、権利者の同意がなくても、警察や検察が独自に職権上の取り締まりを実施できるよう求めていく。
- 加えて、インターネット・サービス・プロバイダー (ISP) がインターネット上で作品を保護できるような法律の改善を求めていく。

---

<sup>1</sup> [レポート](#) (PDF)

- また、著作権に関し、日本は権利保護期間を映像作品については70年、それ以外の作品は50年としているところ、米国政府は、すべての作品についてその保護期間が国際的な傾向に沿ったものとなるよう引き続き求めていく。
- 日本において2010年に施行された改正著作権法により、違法にダウンロードされた音楽・映像については個人使用に該当しないこととなったが、米国政府はこれがすべての作品に適用されるよう引き続き求めていく。
- GI(地理的表示)に関して、日本が昨年10月に5年以内に、地理的表示保護に向けた特別(sui generis)な制度を導入する予定であると公表したことについて、米国政府は引き続きその動向を注視していく<sup>2</sup>。

(了)

---

<sup>2</sup> 地理的表示に関しては、2008年版において一旦削除されたが、今年版において再び盛り込まれている。